

議 案 第 7 号

富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月12日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正等に
に伴い、富士見市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第
1号の規定により、この案を提出します。

富士見市手数料条例の一部を改正する条例

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表40の項から87の項までを次のように改める。

40	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（41の項及び42の項に規定する審査を除く。）</p> <p>ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき 8,000円</p> <p>1件につき 20,000円</p> <p>1件につき 34,000円</p> <p>1件につき 36,000円</p> <p>1件につき 39,000円</p> <p>1件につき 58,000円</p>
41	<p>建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（申請又は通知に係る計画に同</p>	

	<p>法第 8 7 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)</p> <p>ア 昇降機を含む建築物を建築する場合（イからエまでに掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場合</p> <p>ウ 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合</p> <p>エ 確認を受けた昇降機のみの計画の変更をして建築物を建築する場合</p>	<p>4 0 の項に定める金額に、昇降機 1 基ごとに 14,000 円（小荷物専用昇降機については、5,000 円）を加算した額</p> <p>4 0 の項に定める金額に、計画の変更をする昇降機 1 基ごとに 7,000 円（小荷物専用昇降機については、4,000 円）を加算した額</p> <p>4 0 の項に定める金額</p> <p>計画の変更をする昇降機 1 基ごとに 7,000 円（小荷物専用昇降機については、4,000 円）</p>
4 2	<p>建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項ただし書（同条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 1 2 条第 2 項ただし書（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為に限る。）</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に</p>	<p>申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとにこの項の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額</p> <p>4 0 の項に定める金額</p>

	<p>関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（イに掲げるものを除く。）</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p> a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p> b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づくものに限る。）</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p> a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p> b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>（昇降機を含む建築物については、41の項に定める金額）に、次に定める金額を加算した額</p> <p>1件につき 14,000円</p> <p>1件につき 16,000円</p> <p>1件につき 27,000円</p> <p>40の項に定める金額（昇降機を含む建築物については、41の項に定める金額）に、次に定める金額を加算した額</p> <p>1件につき 7,000円</p> <p>1件につき 8,000円</p> <p>1件につき 13,500円</p>
43	<p>建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第87条の4におい</p>	

	<p>て準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査</p> <p>ア 昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合</p>	<p>1 基ごとに 14,000 円 （小荷物専用昇降機については、5,000 円）</p> <p>1 基ごとに 7,000 円 （小荷物専用昇降機については、4,000 円）</p>
44	<p>建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する計画の通知に対する審査</p> <p>ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合</p>	<p>1 の工作物ごとに 12,000 円</p> <p>1 の工作物ごとに 5,000 円</p>
45	<p>建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（46の項及び47の項に規定する完了検査を除く。）</p> <p>ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p>	<p>1 件につき 15,000 円</p> <p>1 件につき 24,000 円</p> <p>1 件につき 34,000 円</p>

	<p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき 37,000円</p> <p>1件につき 42,000円</p> <p>1件につき 59,000円</p>
46	<p>建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（完了検査の申請又は通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）</p>	<p>45の項に定める金額に、昇降機1基ごとに17,000円（小荷物専用昇降機については、10,000円）を加算した額</p>
47	<p>建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。）</p> <p>ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項並びに81の項ア(ウ)、オ及びカ並びに88の項ア(ウ)、オ及びカにおいて同じ。）が30平方メートル以内のもの</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超</p>	<p>45の項に定める金額（昇降機を含む建築物については、46の項に定める金額）に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に定める金額を加算した額</p> <p>1件につき 3,000円</p> <p>1件につき 5,000円</p> <p>1件につき 6,000円</p> <p>1件につき 7,000円</p>

	え 300 平方メートル以内のもの	
48	建築基準法第 87 条の 4 において準用する同法第 7 条第 1 項又は第 18 条第 20 項の規定に基づく建築設備に関する完了検査	1 基ごとに 17,000 円 (小荷物専用昇降機については、10,000 円)
49	建築基準法第 88 条第 1 項において準用する同法第 7 条第 1 項又は第 18 条第 20 項の規定に基づく工作物に関する完了検査	1 の工作物ごとに 12,000 円
50	建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 18 条第 38 項第 1 号若しくは第 2 号の規定（これらの規定を同法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	1 件につき 120,000 円
51	建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定又はその変更若しくは廃止	1 件につき 50,000 円
52	建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000 円
53	建築基準法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1 件につき 120,000 円
54	建築基準法第 86 条第 1 項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例の認定の申請に対する審査	1 件につき 建築物の数が 2 以下である場合にあっては 78,000 円、建築物の数が 3 以上である場合にあっては 78,000 円に 2 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
55	建築基準法第 86 条第 2 項の規定に基づく既	1 件につき 建築物（既

	<p>存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
56	<p>建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
57	<p>建築基準法第86条の5第2項の規定に基づく複数建築物の認定の取消しの申請に対する審査</p>	<p>1件につき 6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
58	<p>建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外</p>	<p>1件につき 27,000円</p>

	に係る認定の申請に対する審査	
59	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
60	建築基準法第86条の8第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
61	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
62	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	1件につき 120,000円
63	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
64	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
65	建築基準法第12条第8項に規定する台帳の記載事項を証する書面の交付	1通につき 400円
66	建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に係る図面の写しの交付	1通につき 400円
67	建築基準法第93条の2に規定する建築計画概要書等の写しの交付	1通につき 400円
68	埼玉県屋外広告物条例（昭和50年埼玉県条例第42号）の規定に基づく許可（許可の期間の更新を含む。）（政治資金規正法（昭和	

	<p>23年法律第194号) 第6条第1項の規定による届出を経た政党、協会その他の団体に係るはり紙、はり札、広告旗又は立看板を表示するための許可を除く。)の申請に対する審査</p> <p>ア 広告塔の許可の場合</p> <p>イ 広告板の許可の場合</p> <p>ウ 紙製又は布製の立看板の許可の場合</p> <p>エ ウ以外の立看板の許可の場合</p> <p>オ 掛看板の許可の場合</p> <p>カ 広告幕(つり下げを含む。)の許可の場合</p> <p>キ 広告旗の許可の場合</p> <p>ク 電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告(はり紙及びはり札を除く。)の許可の場合</p> <p>ケ 標識利用広告の許可の場合</p> <p>コ アドバルーンの許可の場合</p> <p>サ アーチ利用広告の許可の場合</p> <p>シ はり紙の許可の場合</p> <p>ス はり札の許可の場合</p> <p>セ 広告宣伝用自動車を利用する自動車利用広告の許可の場合</p> <p>ソ セ以外の自動車利用広告の許可の場合</p>	<p>1平方メートルにつき 350円</p> <p>1平方メートルにつき 350円</p> <p>1個につき 170円</p> <p>1個につき 350円</p> <p>1個につき 700円</p> <p>1張につき 350円</p> <p>1本につき 350円</p> <p>1個につき 350円</p> <p>1個につき 170円</p> <p>1個につき 1,750円</p> <p>1基につき 3,500円</p> <p>50枚につき 350円</p> <p>10枚につき 350円</p> <p>1台につき 2,000円</p> <p>1台につき 800円</p>
69	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号) 第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等</p>	

	<p>計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査を除く。）（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しが提出された場合の審査に限る。）</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>（ア）新築の場合</p> <p>（イ）増築又は改築の場合</p> <p>（ウ）建築を伴わない場合</p> <p>イ 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。70の項において同じ。）が300平方メートル以内の共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。70の項において同じ。）</p> <p>（ア）新築の場合</p> <p>（イ）増築又は改築の場合</p> <p>（ウ）建築を伴わない場合</p>	<p>1件につき 8,000円</p> <p>1件につき 13,000円</p> <p>1件につき 13,000円</p> <p>1件につき 17,000円</p> <p>1件につき 25,000円</p> <p>1件につき 25,000円</p>
70	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（69の項及び71の項に規定する審査を除く。）</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>（ア）新築の場合</p>	<p>1件につき 57,000円</p>

	(イ) 増築又は改築の場合	1 件につき 85,000 円
	(ウ) 建築を伴わない場合	1 件につき 85,000 円
	イ 床面積の合計が 300 平方メートル以内の共同住宅等	
	(ア) 新築の場合	1 件につき 127,000 円
	(イ) 増築又は改築の場合	1 件につき 194,000 円
	(ウ) 建築を伴わない場合	1 件につき 194,000 円
7 1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（同法第 6 条第 2 項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）	6 9 の項又は 7 0 の項に定める金額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ 4 0 の項に定める金額を加算し、この項の中欄に掲げるアからウまでの場合にあつては、当該アからウまでに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額を更に加算して得た額
	ア 建築基準法第 8 7 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれる場合	この項の中欄アに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額
	(ア) 昇降機を設置するもの（(イ)に掲げるものを除く。）	1 基ごとに 14,000 円 （小荷物専用昇降機については、5,000 円）
	(イ) 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの	1 基ごとに 7,000 円 （小荷物専用昇降機については、4,000 円）
	イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 1 条第 1 項ただし書（同条	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築

第2項において準用する場合を含む。)又は第12条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為の場合	物ごとにこの項の中欄イに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額
(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの (イ)に掲げるものを除く。)	
a 一戸建ての住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 14,000円
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 16,000円
b 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 27,000円
(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づくものに限る。)	
a 一戸建ての住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 7,000円
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 8,000円
b 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 13,500円

	<p>ウ 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の規定に基づく建築物に関する計画の構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <p>(イ) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下「大臣認定プログラム」という。）により行われるもの</p>	<p>申請に係る住戸を含む構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物ごとにこの項の中欄ウに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額</p> <p>1件につき 174,600円</p> <p>1件につき 120,700円</p>
72	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（73の項に規定する審査を除く。）</p>	<p>69の項又は70の項に定める金額に2分の1を乗じて得た額</p>
73	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）</p>	<p>40の項に定める金額に、72の項に定める金額を加算し、71の項の中欄アからウまでに掲げる場合にあっては、当該アからウまでに掲げる区分に応じて定める金額を更に加算して得た額</p>
74	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 2,200円</p>

75	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた者の地位の承継の承認に対する審査</p>	1件につき 2,200円
76	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第2項の規定による審査の申出を伴う審査を除く。）（同条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合の審査に限る。）</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる金額を合算して得た額</p> <p>1件につき 5,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p>
77	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（76の項及び78の項に規定する審査を除く。）</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる金額を合算して得た額</p> <p>1件につき 40,000円</p>

	未満のもの		
	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	44,000円
	(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	80,000円
イ	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合		
	(ア) 一戸建ての住宅		
	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	20,000円
	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	22,000円
	(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	38,000円
ウ	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合する場合		
	(ア) 一戸建ての住宅		
	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	29,000円
	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	33,000円
	(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	59,000円
エ	建築物エネルギー消費性能基準等を定め	1件につき	267,000円

	<p>る省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>オ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 102,000円</p>
78	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）</p> <p>ア 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合</p> <p>(ア) 昇降機を設置するもの（(イ)に掲げるものを除く。）</p> <p>(イ) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に</p>	<p>76の項又は77の項に定める金額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める金額を加算し、この項の中欄に掲げるアからウまでの場合にあつては、当該アからウまでに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額を更に加算して得た額</p> <p>この項の中欄アに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額</p> <p>1基ごとに 14,000円 （小荷物専用昇降機については、5,000円）</p> <p>1基ごとに 7,000円 （小荷物専用昇降機については、4,000円）</p> <p>申請に係る特定建築行為</p>

<p>関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合</p> <p>(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（(イ)に掲げるものを除く。）</p> <p>a 一戸建ての住宅</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>b 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づくものに限る。）</p> <p>a 一戸建ての住宅</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>b 住宅用途を含む建築物の住宅部分の</p>	<p>を行おうとする一の建築物ごとにこの項の中欄イに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額</p> <p>1件につき 14,000円</p> <p>1件につき 16,000円</p> <p>1件につき 27,000円</p> <p>1件につき 7,000円</p> <p>1件につき 8,000円</p> <p>1件につき 13,500円</p>
--	---

	<p>床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <p>(イ) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの</p>	<p>申請に係る構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物ごとにこの項の中欄ウに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額</p> <p>1件につき 174,600円</p> <p>1件につき 120,700円</p>
79	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（80の項に規定する審査を除く。）	76の項又は77の項に定める金額に2分の1を乗じて得た額
80	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）	40の項に定める金額に、79の項に定める金額を加算し、78の項の中欄アからウまでに掲げる場合にあっては、当該アからウまでに掲げる区分に応じて定める金額を更に加算して得た額
81	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる金額を合算して得た額
	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の	

建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

- | | | |
|---|--------|----------|
| (ア) 一戸建ての住宅 | 1 件につき | 5,000 円 |
| (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。以下イ(イ)及びエ(イ)並びに88の項ア(イ)、イ(イ)及びエ(イ)において同じ。）が300平方メートル以内のもの | 1 件につき | 11,000 円 |
| (ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 1 件につき | 11,000 円 |

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

- | | | |
|---|--------|----------|
| (ア) 一戸建ての住宅 | | |
| a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの | 1 件につき | 40,000 円 |
| b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの | 1 件につき | 44,000 円 |
| (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 1 件につき | 80,000 円 |

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する

	もの	
	(ア) 一戸建ての住宅	
	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 20,000円
	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 22,000円
	(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 38,000円
	エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	
	(ア) 一戸建ての住宅	
	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 29,000円
	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 33,000円
	(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 59,000円
	オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する建築物の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 267,000円
	カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する建築物の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 102,000円
82	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	81の項に定める金額に

	る法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	2分の1を乗じて得た額
83	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法第30条第2項の規定による審査の申出を伴う審査を除く。）（同条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合の審査に限る。）</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。84の項ア(イ)及びウ(イ)において同じ。）の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる金額を合算して得た額</p> <p>1件につき 5,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p>
84	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（83の項及び85の項に規定する審査を除く。）</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合</p>	一の建築物ごとに次に掲げる金額を合算して得た額

(ア) 一戸建ての住宅		
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	40,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	44,000円
(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	80,000円
イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合		
(ア) 一戸建ての住宅		
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	20,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	22,000円
(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	38,000円
ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合する場合		
(ア) 一戸建ての住宅		
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	29,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	33,000円
(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	59,000円

	<p>もの</p> <p>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>オ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 267,000円</p> <p>1件につき 102,000円</p>
85	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法第30条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）</p> <p>ア 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合</p> <p>(ア) 昇降機を設置するもの（(イ)に掲げるものを除く。）</p> <p>(イ) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇</p>	<p>83の項又は84の項に定める金額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める金額を加算し、この項の中欄に掲げるアからウまでの場合にあっては、当該アからウまでに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額を更に加算して得た額</p> <p>この項の中欄アに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額</p> <p>1基ごとに 14,000円 （小荷物専用昇降機については、5,000円）</p> <p>1基ごとに 7,000円 （小荷物専用昇降機につ</p>

降機を設置するもの	いては、4,000円)
イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとにこの項の中欄イに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額
(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（(イ)に掲げるものを除く。）	
a 一戸建ての住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 14,000円
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 16,000円
b 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 27,000円
(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づくものに限る。）	
a 一戸建ての住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 7,000円
(b) 床面積の合計が200平方メートル	1件につき 8,000円

	<p>ル以上のもの</p> <p>b 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <p>(イ) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの</p>	<p>1件につき 13,500円</p> <p>申請に係る構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物ごとにこの項の中欄ウに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額</p> <p>1件につき 174,600円</p> <p>1件につき 120,700円</p>
86	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（87の項に規定する審査を除く。）	83の項又は84の項に定める金額に2分の1を乗じて得た額（新たに追加される建築物については、83の項又は84の項に定める金額）
87	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）	40の項に定める金額に、86の項に定める金額を加算し、85の項の中欄アからウまでに掲げる場合にあっては、当該アからウまでに掲げる区分に応じて定める金額を更に加算して得た額

別表に次のように加える。

88	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	申請に係る特定建築行為
----	-----------------------	-------------

る法律施行規則第13条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる金額を合算して得た額
ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合	
(ア) 一戸建ての住宅	1件につき 2,500円
(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 5,500円
(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 5,500円
イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	
(ア) 一戸建ての住宅	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 20,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 22,000円
(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 40,000円
ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費	

性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき 19,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 14,500円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 16,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき 29,500円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する建築物の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき 133,500円

カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1

	号口に定める基準に適合する建築物の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	
89	住宅用家屋の証明	1件につき 1,300円
90	市長の指定する公簿、公文書、図面の謄抄本の交付	1件につき 200円
91	市長の指定する公簿、公文書、図面の閲覧	1件につき 200円
92	その他の証明	1件につき 200円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富士見市手数料条例別表40の項（次項に規定するものを除く。）、71の項、78の項、81の項及び85の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の富士見市手数料条例別表40の項（建築物の計画の変更に係るものに限る。）、45の項、73の項、80の項及び87の項の規定は、この条例の施行の日以後に建築物の建築に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、施行日前に建築物の建築に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。